

株主各位

栃木県日光市根室 6 9 7 番地 1
株式会社大日光・エンジニアリング
代表取締役社長 山 口 侑 男

第 4 1 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 4 1 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2 0 2 0 年 3 月 2 7 日（金曜日）午前 1 1 時 |
| 2. 場 所 | 栃木県日光市大沢町 1 2 0 9 番地
ピートダイゴルフクラブプロイヤルコース会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第 4 1 期（2 0 1 9 年 1 月 1 日 から 2 0 1 9 年 1 2 月 3 1 日 まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 4 1 期（2 0 1 9 年 1 月 1 日 から 2 0 1 9 年 1 2 月 3 1 日 まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第 6 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、次の事項につきましては、法令及び当社定款第 13 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dne.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境を振り返りますと、国内においては、海外経済の減速等により外需には弱さが見られましたが、雇用・所得環境の改善による内需の回復等を受け、景気は概ね横ばいで推移しました。米国では、成長の減速やリセッション懸念の高まり、米中貿易戦争の拡大等に翻弄されたものの、FRBによる3回の利下げ実施もあり、景気は底堅く推移しました。中国では、米中貿易摩擦による対米輸出の減少、輸入品価格高騰による個人消費の減速等を受け、政府が景気下支え策を本格化させたこと等により、景気には底入れの兆しが見られました。

このような経営環境下、当連結会計年度の経営成績は下記のとおりとなりました。

日本では、オフィス・ビジネス機器用に関する売上は、米中貿易摩擦の影響を受け、中国での生産を日本国内生産に回帰する動きが続いたこと、また、高価格帯機種への受注が増加したこと等により増加しました。産業機器用においては、半導体メモリーに対する世界的な需要減少を受け、半導体製造装置関連売上が大幅に減少しました。社会生活機用においては、個人消費の持ち直しにより売上が増加しました。遊技機用については、機種入れ替えサイクルの狭間であること、また、新たな遊戯機規制への対応のためメーカーの新機種導入が来年度にずれ込んだこと等により、売上は減少しました。医療機器用については、精密検査機器を中心に売上を伸ばしました。業務請負・人材派遣子会社は横這い、オフィス・ビジネス機器販売子会社は、新たな事業（太陽光発電）が順調に推移し増収となりました。また、昨年2月末に事業譲渡を受けた基板製造子会社の売上は概ね計画通りでしたが、国内部門全体としては産業機器用売上の減少金額が大きく、日本の売上高は9,364百万円（前期比6.8%減）となりました。

アジアでは、オフィス・ビジネス機器用においては、米中貿易摩擦の影響および中国における人件費上昇等のため、最終メーカーが生産拠点を中国から東南アジアへシフトする動きが続いていますが、香港・深圳子会社においては、一昨年に量産開始となった電子基板の受注が伸びたことより売上が増加しました。中国・無錫子会社では、日系メーカー向け車載機器が増加し増収となりました。タイ子会社は、車載機器用が堅調に推移し、着実に売上を伸ばしました。この結果、アジアの売上高は、18,359百万円（前期比16.6%増）となりました。

以上の結果、連結売上高は、27,724百万円（前期比7.5%増）となりました。

営業利益は、日本では、産業機器用売上が減少した影響、また、基板製造子会社における火災発生に伴う生産コストの増加等により減益となりました。アジアでは、香港・深圳子会社および無錫子会社において、売上

増加および生産の効率化を進めたこと等により増益となりました。一方、タイ子会社においては、製品の粗利益率低下により前年同期比で減益となりましたが、計画を上回る営業利益を確保しました。以上より、連結営業利益は221百万円（前期比120.3%増）となりました。

連結経常利益は、海外における運転資本増加に伴う金融機関借入金の増加等により支払利息が増加しましたが、タイの持分法適用会社に対する投資損益が増益要因となり、また、保険返戻金が増加したことなどから営業外損益が改善した結果、連結経常利益は228百万円（前期比406.5%増）となりました。

上記に加えて、基板製造子会社における火災事故に関連する受取保険金(382百万円)を特別利益に計上いたしました。一方、保険金受領に伴い、固定資産の一部について直接減額方式による圧縮記帳を行い、固定資産圧縮損(179百万円)を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は363百万円（前期は829百万円の損失）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は959百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社及び海外子会社における設備投資については機械及び装置の更新に伴う製造設備の新設を中心に実施いたしました。

### ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

### ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,740百万円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

2019年2月28日付で、当社連結子会社である栃木電子工業株式会社がプリント基板製造事業を譲り受けました。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 38 期<br>(2016年12月期) | 第 39 期<br>(2017年12月期) | 第 40 期<br>(2018年12月期) | 第 41 期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年12月期) |
|-------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高(百万円)                                  | 25,312                | 25,494                | 25,788                | 27,724                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | 156                   | 215                   | △829                  | 363                                |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)             | 60.10                 | 82.95                 | △319.72               | 140.14                             |
| 総資産(百万円)                                  | 17,440                | 18,041                | 18,187                | 19,730                             |
| 純資産(百万円)                                  | 3,379                 | 3,737                 | 2,556                 | 2,829                              |
| 1株当たり純資産額(円)                              | 1,285.18              | 1,430.91              | 976.13                | 1,080.15                           |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首より適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                   | 資 本 金            | 当社の議決権比率       | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------------------------|------------------|----------------|---------------|
| TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. | 177,050,000HK\$  | 100%           | 電子部品の受託加工     |
| NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD.   | 9,500,000US\$    | 100%<br>(100%) | 電子部品の受託加工     |
| TROIS ELECTRONICS (WUXI) CO., LTD.      | 14,654,161.4US\$ | 100%           | 電子部品の受託加工     |
| TROIS (THAILAND) CO., LTD.              | 60,000,000THB    | 100%           | 電子部品の受託加工     |
| 株式会社ボン・アティソン                            | 55,000,000円      | 100%           | 人材派遣業及び業務請負業  |
| 株式会社大日光商事                               | 50,000,000円      | 100%<br>(40%)  | 事務機器販売業       |
| 栃木電子工業株式会社                              | 50,000,000円      | 100%           | 電子基板製造        |

(注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

2. 2019年2月に当社の100%出資子会社である栃木電子工業株式会社を設立しております。

3. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業は、オフィス・ビジネス機器、産業機器、社会生活・インフラ機器、遊技機器、車載機器等のカテゴリーに使用するプリント配線基板への電子部品実装部門と、実装したプリント配線基板も含めた機構組立部門（最終製品に組込まれるユニット）を有するEMS（エレクトロニクス・マニュファクチャリング・サービス）であります。

EMS業界は、大手製造メーカーの開発設計部門特化傾向を背景に今後も着実な需要が見込まれておりますが、人的資源を集中投入して大量生産品を請け負うというビジネスモデルに加えて、独自の生産ノウハウをも加味した多品種・中ロット生産にも対応することがますます重要になってきています。さらに、顧客である大手製造メーカーから信頼を得て持続的な発展を目指すためには、生産に関するノウハウに加えて、コーポレートガバナンスの強化、環境に配慮した体制等も含めた、レベルの高い顧客満足度を提供することも求められております。このような認識の下、2019年度を初年度とする3カ年事業計画を策定し、グループの総力を挙げて取組んでおります。

当社グループの経営戦略として、以下に記載した項目を重点的に推進してまいります。

##### ①自己資本の充実

2019年12月期末での連結自己資本比率は14.2%となっており、この引き上げが喫緊の課題となっております。そのため、国内・海外グループが安定的に利益を確保する体制を再構築するとともに、製品・仕掛品・原材料の適正在庫水準維持に注力する事によって、財務の安全性の判断指標となる自己資本比率の向上を図ってまいります。

##### ②顧客の多層化

当社グループでは、これまでオフィス・ビジネス機器用ユニットをメインとした生産を行ってまいりましたが、各製造拠点が立地する地域の産業クラスター特性を念頭に置き、地域特性に応じた異なるカテゴリーを生産する顧客開拓に注力してまいります。その一環として九州における車載ビジネス展開のための業務提携、ベトナムにおける大手商社・現地企業との戦略的パートナー契約を締結いたしました。今後は、海外における資本提携も視野に入れた車載ビジネス拡大を目指すとともに、国内で取得した医療ISOをベースに医療機器分野における高付加価値製品の受注拡大を目指してまいります。

さらに、航空宇宙産業、リチウム電池等の比較的新しい産業分野での受注も目指してまいります。

##### ③生産効率の向上

生産効率向上を目的とするQMS（Quality Management System）生産革新活動が最重要課題であるとの認識の下、当社グループを挙げて取組んでまいりましたが、各製造拠点によって手法にバラつきが見られたことから、国内で習得したノウハウを海外にも移植しながら統一された活動を行い、終わりのないQMS生産革新活動がグループ全体の企業文化として定着するよう引き続き注力してまいります。

#### ④購買部門強化と在庫管理の徹底

EMS事業を拡大していくうえで電子部品の購買・在庫管理は、生産効率と並ぶ最重要課題であります。EMSに対する最も基本的な顧客要求はQCD（品質、コスト、納期）であり、情報共有化をベースとするシステムを再構築のうえグループ全体として電子部品・補助材料を適時・適量・適切価格で購入し在庫管理することによって、顧客満足度の向上を図ってまいります。

#### ⑤開発製造型EMS機能の拡充

当社グループは電子部品実装技術という製造力をベースに、顧客に対して新製品立上げの設計段階から関与し、調達・製造・物流まで受託するEMSとして発展してまいりました。特に、開発製造型EMSとしてのノウハウ蓄積にも注力しており、その一環として自社開発したトラック向けタイヤセンサー・モジュールや、部品カウント装置であるマルチカウンターの受注拡大も目指してまいります。

#### ⑥海外子会社の効率化

当社グループの海外製造拠点は中国/深圳・無錫、タイ/チョンブリに3拠点、香港には部材調達・製品販売機能を持った拠点を配しており、各拠点が立地する産業クラスターに合わせた事業展開をしております。

今後は、これらの拠点でこれまで蓄積してきたノウハウを相互に横展開することで、顧客の多層化を推進、顧客満足度の高いEMSを提供することによって、より安定的な経営と業容拡大を目指してまいります。

#### ⑦品質向上・環境対応への取組み

顧客の多層化推進の観点から、車載機器・医療機器等高い品質保証レベルを求める顧客獲得のために、先ず各製造拠点のターゲット顧客の要求に即した特定業種向けISOマネジメント・システムの定着を進め、もう一段レベルアップした品質保証体制の確立を目指してまいります。環境対応については、社会的にも環境問題が大きく取り上げられ、顧客からの環境関連の要求が急増している中、当社グループとして迅速かつ効率的に環境対策に取り組むことができる体制を構築することは、当社の強み＝顧客からの信頼につながるばかりでなく、各種環境関連法規に抵触しないための予防対策（＝潜在的リスクの軽減）としても有効であると認識し、ISO14001に基づいた全社的管理体制をさらに強化してまいります。

#### ⑧コーポレートガバナンスの強化

当社は従来より監査役会設置会社としてコーポレートガバナンス強化に注力してまいりましたが、大手上場企業においても多種多様な形で不祥事が発生していることに鑑み、監査等委員会設置会社に移行し、全てのステークホルダーからの信頼をさらに高めるための経営体制の構築を目指してまいります。

### (5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社は次の製品に係る電子部品の受託加工を主な事業としております。

オフィスビジネス機器用ユニット

社会生活機器用ユニット

産業機器・医療機器用ユニット

車載機器用ユニット

(6) 主要な営業所及び工場（2019年12月31日現在）

|                                         |                 |            |
|-----------------------------------------|-----------------|------------|
| 本                                       | 社               | 栃木県日光市     |
| 瀬                                       | 尾 工 場           | 栃木県日光市     |
| 根                                       | 室 工 場           | 栃木県日光市     |
| 杉                                       | の 郷 工 場         | 栃木県日光市     |
| 轟                                       | 工 場             | 栃木県日光市     |
| 株 式 会 社                                 | ボ ン ・ ア テ ィ ソ ン | 栃木県日光市     |
| 株 式 会 社                                 | 大 日 光 商 事       | 栃木県日光市     |
| 栃 木 電 子 工 業 株 式 会 社                     |                 | 栃木県栃木市     |
| TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. |                 | 香港         |
| NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD.   |                 | 中国深圳市      |
| TROIS ELECTRONICS (WUXI) CO., LTD.      |                 | 中国無錫市      |
| TROIS (THAILAND) CO., LTD.              |                 | タイ王国チョンブリ県 |

(注) 1. 2019年2月28日付で栃木電子工業株式会社がプリント基板製造事業を譲り受けました。

(7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 事 業 区 分 | 使 用 人 数         | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------|-----------------------|
| 日本      | 560 (148) 名     | 86名増 (13名減)           |
| アジア     | 726 (888) 名     | 180名減 (199名増)         |
| 合計      | 1,286 (1,036) 名 | 94名減 (186名増)          |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者(パート、人材会社からの派遣社員を含みます。)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて94名減少しておりますが、日本では人材派遣子会社の人員数を増やし、アジアでは中国子会社の人員数を削減したことによるものであります。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------------|---------|-------------|
| 229 (98) 名 | 8名減 (36名減)        | 40.5歳   | 11.9年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者(パート、人材会社からの派遣社員を含みます。)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 足 利 銀 行         | 2,217,665千円 |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行         | 1,676,518千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,493,735千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 1,175,259千円 |
| 株 式 会 社 栃 木 銀 行         | 524,932千円   |
| 農 林 中 央 金 庫             | 490,000千円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 483,056千円   |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 473,400千円   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 466,678千円   |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行         | 279,182千円   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,600,000株

(2) 発行済株式の総数 2,706,000株

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は6,000株増加しております。

(3) 株主数 1,193名

(4) 大株主（上位10位）

| 会 社 名                               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|----------|---------|
| 有 限 会 社 樺                           | 521,120株 | 20.03%  |
| 株 式 会 社 N C ネ ッ ト ワ ー ク             | 350,000株 | 13.45%  |
| 株 式 会 社 足 利 銀 行                     | 129,600株 | 4.98%   |
| 大 日 光 ・ エ ン ジ ニ ア リ ン グ 従 業 員 持 株 会 | 103,200株 | 3.97%   |
| 山 口 侑 男                             | 82,700株  | 3.18%   |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社             | 80,700株  | 3.10%   |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫             | 76,000株  | 2.92%   |
| 山 口 琢 也                             | 69,900株  | 2.69%   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 64,200株  | 2.47%   |
| 株 式 会 社 栃 木 銀 行                     | 60,000株  | 2.31%   |

(注) 当社は自己株式を104,141株保有しておりますが、上表の大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

|                    |                     | 第1回新株予約権                                    |
|--------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日              |                     | 2013年5月27日                                  |
| 新株予約権の数            |                     | 105個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                     | 普通株式10,500株<br>(新株予約権1個につき100株)             |
| 新株予約権の払込金額         |                     | 無償                                          |
| 新株予約権の行使金額         |                     | 新株予約権1個当たり74,000円<br>(1株当たり740円)            |
| 権利行使期間             |                     | 2015年3月27日から<br>2023年2月28日まで                |
| 役員保有状況             | 当社取締役<br>(社外取締役除く。) | 新株予約権の数 105個<br>目的となる株式数 10,500株<br>保有者数 6名 |
|                    | 当社監査役               | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —           |

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                                                                               |
|----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山口 侑 男    | TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. 代表取締役<br>NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD. 董事長 |
| 代表取締役副社長 | 山口 琢 也    |                                                                                            |
| 取締役      | 為 崎 靖 夫   | 経営企画室長                                                                                     |
| 取締役      | 森 明       | NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD. 総経理                                                  |
| 取締役      | 大 島 健 二   | TROIS ELECTRONICS (WUXI) CO., LTD. 董事長                                                     |
| 取締役      | 堀 中 光 男   | TROIS (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役                                                           |
| 取締役      | 加 藤 宏 一   | 営業本部長                                                                                      |
| 取締役      | 大 島 誠 二   | 国内生産事業所長                                                                                   |
| 社外取締役    | 相 馬 郁 夫   |                                                                                            |
| 常勤監査役    | 高 野 節 子   |                                                                                            |
| 社外監査役    | 田 原 哲 郎   |                                                                                            |
| 社外監査役    | 木 村 あ き よ |                                                                                            |

(注) 1. 取締役相馬郁夫氏は社外取締役であります。

2. 監査役田原哲郎氏、木村あきよ氏は社外監査役であります。

3. 社外監査役星野俊之氏は2019年9月20日逝去により退任いたしました。

4. 当社は独立役員として指定しておりました社外監査役星野俊之氏の退任により、社外取締役相馬郁夫氏、社外監査役田原哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分  | 支給人員 | 支給額    |
|---|----|------|--------|
| 取 | 締役 | 9名   | 108百万円 |
| 監 | 査役 | 4名   | 12百万円  |
| 合 | 計  | 13名  | 121百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の支給額には、社外取締役1名の報酬額240万円が含まれております。  
3. 監査役の支給額には、社外監査役3名の報酬額325万円が含まれております。  
4. 取締役の報酬限度額は、1999年6月22日開催の第20回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
5. 監査役の報酬限度額は、2000年6月26日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。  
6. 上記の監査役の支給人員及び支給額には、2019年9月20日逝去により退任した監査役1名が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況ならびに当社と当該兼職先との関係  
該当事項はありません。
- ② 当社及び特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 社外役員の取締役会及び監査役会への出席の状況ならびに発言の状況

|             | 活 動 状 況                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 相馬郁夫  | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、経営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。                             |
| 社外監査役 星野俊之  | 当事業年度開催の取締役会17回のうち13回に出席、7回開催の監査役会のうち5回出席し、コーポレートガバナンス等の研究をしている見地から、適宜発言を行っております。      |
| 社外監査役 田原哲郎  | 当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、7回開催の監査役会すべてに出席し、経営に関する高い見識に基づき、公正な立場から、適宜発言を行っております。            |
| 社外監査役 木村あきよ | 2019年3月28日に就任後、取締役会13回のうち13回に出席、5回開催の監査役会のうち5回出席し、経営に関する高い見識に基づき、公正な立場から、適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者(外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議題を株主総会に提案いたします。

### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社を含め、全社において取締役及び使用人が、公正かつ高い倫理観をもって業務運営を行い、その大前提がコンプライアンスであるとの認識に立って全てのステークホルダーから信頼される経営体制を構築する。そのために、取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底する。また、内部監査室は、当社及び当社子会社の業務運営の状況・相互牽制機能の有効性を検証するとともに、職務執行が、法令等諸規則・定款及び社内規程に基づいて行われているか監査を実施し、その結果を社長が把握することによって適切に業務が運営されていることを確認する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、事後的に確認ができるように適切かつ確実に保存・管理を行う。取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧することができる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含め、全社において取締役会は、企業活動の持続的発展にとって脅威となる全てのリスクに対処するための管理体制を適切に構築し、常にその体制を点検することによって有効性を検証するために、以下の事項を定める。

- ① リスク管理体制を強化するため、取締役会の決議によりコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、社長を委員長として統轄部署を経営企画室とし、適宜リスク管理及びコーポレートガバナンスの状況を点検し、その改善を図る。
- ② 事業遂行上の障害・瑕疵、重大な情報漏洩・信用失墜・災害等の危機に対して、予防体制を整備する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を含め、全社において機動的な意思決定に基づき効率的な業務運営を行うために、以下の事項を定める。

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程に基づき、原則として取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委託する。執行役員は執行役員規程に基づき、取締役会で決定した事項に従い、社長の指示によって業務を執行する。
- ③ 円滑に業務を運営する機関として生産会議を設置し、業務上重要な事項を審議・決定する。生産会議は毎月1回以上開催する。
- ④ 予算管理規程に基づき、各事業年度における中期経営計画、年度計画を策定し、各部門の目標と責任を明確にし、予算と実績との差異分析を毎月行い、必要に応じて施策を講じることによって目標の達成を図る。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の自主性を尊重するとともに、子会社の管理部署を総務部とし、関係会社規程において事前協議事項を定めて、子会社の指導・育成と、当社・子会社双方の経営効率の向上を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を全うするうえで補助を必要とする場合は、監査役と協議のうえ当社の使用人から任命し配置することとし、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得たうえで決定する。

(7) 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの役員、使用人等は、監査役の要請に応じて、事業及びコーポレートガバナンスの状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
- ② 当社グループの役員、使用人等は、重大な法令・定款及び社内規程違反、不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす懸念のある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように、監査役は取締役会への出席のほかに、生産会議その他の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

(8) 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、使用人に周知徹底しております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

- (10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 子会社を含め、全社において金融商品取引法及び内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
- ② 取締役会は、それらが適切に整備及び運用されていることを監督する。
- ③ 監査役は、それらの整備及び運用状況を監視し検証する。

- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 子会社を含め、全社において反社会的勢力との関係を一切持たないことを旨とし、企業行動憲章において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。」と定めて、役職員への周知徹底を図るため、社内に掲示するとともに講習会・研修を実施する。
- ② 総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理する。反社会的勢力からの接触を受けた役職員は直ちに上司あるいは総務部に報告する。総務部は平素から関連情報の収集に注力するため、警察・顧問弁護士等との定期的情報交換を実施する。総務部長は、反社会的勢力からの不当要求と認識した場合あるいは被害が発生した場合は、直ちに社長あるいは取締役会に報告し対応を協議したうえで警察へ通報し、必要に応じて企業及び関係者の安全を確保しつつ法的措置を取る。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

上記の業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部監査室がその運用状況を随時モニタリングしており、不適切な点を発見した場合には直ちに是正処理を行います。

# 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                   |            |
|-------------------|------------|---------------------------|------------|
| 流 動 資 産           | 14,841,689 | 流 動 負 債                   | 11,976,720 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,546,069  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 4,478,495  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 5,641,839  | 電 子 記 録 債 務               | 957,794    |
| 電 子 記 録 債 権       | 1,424,418  | 短 期 借 入 金                 | 2,869,330  |
| 商 品 及 び 製 品       | 775,960    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 2,189,288  |
| 仕 掛 品             | 447,774    | リ ー ス 債 務                 | 144,546    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 4,282,707  | 未 払 法 人 税 等               | 37,505     |
| そ の 他             | 780,844    | そ の 他                     | 1,299,759  |
| 貸 倒 引 当 金         | △57,924    | 固 定 負 債                   | 4,924,711  |
| 固 定 資 産           | 4,889,177  | 長 期 借 入 金                 | 4,656,814  |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,808,017  | リ ー ス 債 務                 | 145,189    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,358,844  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 113,025    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,479,677  | 繰 延 税 金 負 債               | 1,505      |
| 土 地               | 578,313    | そ の 他                     | 8,176      |
| 建 設 仮 勘 定         | 204,116    | 負 債 合 計                   | 16,901,431 |
| そ の 他             | 187,066    | 純 資 産 の 部                 |            |
| 無 形 固 定 資 産       | 105,091    | 株 主 資 本                   | 2,161,713  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 976,068    | 資 本 金                     | 859,351    |
| 投 資 有 価 証 券       | 425,819    | 資 本 剰 余 金                 | 566,351    |
| 保 険 積 立 金         | 296,948    | 利 益 剰 余 金                 | 813,590    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 47,545     | 自 己 株 式                   | △77,578    |
| そ の 他             | 205,754    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 648,691    |
| 資 産 合 計           | 19,730,866 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | △74,694    |
|                   |            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | 5,979      |
|                   |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 717,407    |
|                   |            | 新 株 予 約 権                 | 19,029     |
|                   |            | 純 資 産 合 計                 | 2,829,435  |
|                   |            | 負 債 純 資 産 合 計             | 19,730,866 |

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |       | 金 額     |            |
|-----------------|-------|---------|------------|
| 売上              | 高価    |         | 27,724,428 |
| 売上              | 利益    |         | 25,193,626 |
| 販売費             | 一般管理費 |         | 2,530,801  |
| 営業外             | 利益    |         | 2,309,524  |
| 営業外             | 利益    |         | 221,276    |
| 受取配当            | 利息    | 9,388   |            |
| 仕入              | 引当    | 12,862  |            |
| 消費税             | 割却    | 465     |            |
| 受取賃料            | 貸却    | 37,808  |            |
| 受取賃料            | 貸却    | 900     |            |
| 受取賃料            | 貸却    | 24,287  |            |
| 受取賃料            | 貸却    | 32,072  |            |
| 受取賃料            | 貸却    | 30,044  |            |
| 受取賃料            | 貸却    | 81,014  |            |
| 営業外             | 費用    |         | 228,844    |
| 支払              | 利息    | 141,198 |            |
| 支払              | 手数料   | 3,414   |            |
| 支払              | 差入    | 23,912  |            |
| 支払              | 繰入    | 52,089  |            |
| 支払              | 繰入    | 1,160   |            |
| 支払              | 繰入    |         | 221,775    |
| 特別              | 利益    |         | 228,346    |
| 固定資産            | 売却却   | 9,021   |            |
| 投資有価証券          | 売却却   | 29,739  |            |
| 受取配当            | 権利    | 2,105   |            |
| 受取配当            | 権利    | 382,005 |            |
| 受取配当            | 権利    | 3,285   |            |
| 受取配当            | 権利    |         | 426,157    |
| 特別              | 損失    |         |            |
| 固定資産            | 売却却   | 1,547   |            |
| 固定資産            | 売却却   | 1,867   |            |
| 投資有価証券          | 売却却   | 1,503   |            |
| 投資有価証券          | 売却却   | 1,906   |            |
| 投資有価証券          | 売却却   | 179,879 |            |
| 投資有価証券          | 売却却   | 39,204  |            |
| 投資有価証券          | 売却却   | 19,010  |            |
| 投資有価証券          | 売却却   |         | 244,919    |
| 税金等調整           | 前期純利益 |         | 409,584    |
| 法人税、住民税         | 及び事業税 | 68,851  |            |
| 法人税、住民税         | 及び事業税 | △23,109 |            |
| 法人税、住民税         | 及び事業税 |         | 45,742     |
| 当期純利益           |       |         | 363,842    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       |         | 363,842    |

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                      | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                      | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2 0 1 9 年 1 月 1 日 残 高                | 856,300 | 563,300   | 506,856   | △77,578 | 1,848,878   |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                |         |           |           |         |             |
| 新株の発行（新株予約権の行使）                      | 3,051   | 3,051     |           |         | 6,102       |
| 剰 余 金 の 配 当                          |         |           | △57,108   |         | △57,108     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                      |         |           | 363,842   |         | 363,842     |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年 度 中 の 変 動 額（純 額） |         |           |           |         |             |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計            | 3,051   | 3,051     | 306,733   | —       | 312,835     |
| 2 0 1 9 年 1 2 月 3 1 日 残 高            | 859,351 | 566,351   | 813,590   | △77,578 | 2,161,713   |

|                                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |         |                 |                          | 新 予 約 株 権 | 純 合 資 産 計 |
|--------------------------------------|------------------------|---------|-----------------|--------------------------|-----------|-----------|
|                                      | そ の 他 株 券<br>有 価 証 差 額 | 繰延ヘッジ損益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 利 益<br>包 括 計 額 累 計 |           |           |
| 2 0 1 9 年 1 月 1 日 残 高                | △60,131                | 6       | 745,146         | 685,021                  | 22,797    | 2,556,696 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                |                        |         |                 |                          |           |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）                      |                        |         |                 |                          |           | 6,102     |
| 剰 余 金 の 配 当                          |                        |         |                 |                          |           | △57,108   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                      |                        |         |                 |                          |           | 363,842   |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年 度 中 の 変 動 額（純 額） | △14,563                | 5,972   | △27,738         | △36,329                  | △3,767    | △40,096   |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計            | △14,563                | 5,972   | △27,738         | △36,329                  | △3,767    | 272,738   |
| 2 0 1 9 年 1 2 月 3 1 日 残 高            | △74,694                | 5,979   | 717,407         | 648,691                  | 19,029    | 2,829,435 |

# 貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部                   |            |
|-----------------|------------|---------------------------|------------|
| 流 動 資 産         | 6,075,983  | 流 動 負 債                   | 5,424,112  |
| 現 金 及 び 預 金     | 303,784    | 支 払 手 形                   | 210,961    |
| 受 取 手 形         | 182,503    | 買 掛 金                     | 1,241,005  |
| 売 掛 金           | 1,696,484  | 電 子 記 録 債 務               | 957,794    |
| 電 子 記 録 債 権     | 1,424,418  | 短 期 借 入 金                 | 700,000    |
| 商 品 及 び 製 品     | 49,565     | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 2,110,070  |
| 仕 掛 品           | 194,176    | リ ー ス 債 務                 | 1,101      |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 1,732,438  | 未 払 金                     | 173,757    |
| 未 収 消 費 税 等     | 44,011     | 未 払 法 人 税 等               | 2,977      |
| そ の 他           | 448,599    | そ の 他                     | 26,443     |
| 固 定 資 産         | 6,506,643  | 固 定 負 債                   | 4,003,918  |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,791,481  | 長 期 借 入 金                 | 3,927,864  |
| 建 物             | 796,189    | リ ー ス 債 務                 | 3,121      |
| 構 築 物           | 75,968     | 退 職 給 付 引 当 金             | 71,932     |
| 機 械 及 び 装 置     | 286,975    | そ の 他                     | 1,000      |
| 車 両 運 搬 具       | 19,148     | 負 債 合 計                   | 9,428,030  |
| 工 具 器 具 備 品     | 134,730    | 純 資 産 の 部                 |            |
| 土 地             | 478,468    | 株 主 資 本                   | 3,170,891  |
| 無 形 固 定 資 産     | 49,417     | 資 本 金                     | 859,351    |
| 借 地 権           | 33,700     | 資 本 剰 余 金                 | 566,351    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 11,450     | 資 本 準 備 金                 | 566,351    |
| そ の 他           | 4,266      | 利 益 剰 余 金                 | 1,822,768  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 4,665,744  | 利 益 準 備 金                 | 47,157     |
| 投 資 有 価 証 券     | 143,523    | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 1,775,610  |
| 関 係 会 社 株 式     | 4,155,967  | 特 別 償 却 準 備 金             | 21,198     |
| 保 険 積 立 金       | 296,948    | 別 途 積 立 金                 | 1,100,000  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 18,757     | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 654,412    |
| そ の 他           | 50,548     | 自 己 株 式                   | △77,578    |
| 資 産 合 計         | 12,582,626 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | △35,326    |
|                 |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | △34,417    |
|                 |            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △908       |
|                 |            | 新 株 予 約 権                 | 19,029     |
|                 |            | 純 資 産 合 計                 | 3,154,595  |
|                 |            | 負 債 純 資 産 合 計             | 12,582,626 |

# 損 益 計 算 書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |     | 金 額    |           |
|-------------------------|-----|--------|-----------|
| 売 上                     | 高 価 |        | 9,587,119 |
| 売 上 原 価                 |     |        | 8,570,603 |
| 売 上 総 利 益               |     |        | 1,016,516 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     |        | 1,042,358 |
| 営 業 損 失                 |     |        | 25,841    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |           |
| 受 取 利 息                 |     | 11,170 |           |
| 受 取 配 当 金               |     | 6,952  |           |
| 仕 入 割 引                 |     | 465    |           |
| 消 耗 品 等 売 却 益           |     | 17,331 |           |
| 受 取 賃 貸 料               |     | 2,092  |           |
| 受 取 補 償 金               |     | 615    |           |
| 為 替 差 益                 |     | 19,010 |           |
| 保 険 返 戻 金               |     | 30,044 |           |
| そ の 他                   |     | 23,376 | 111,059   |
| 営 業 外 費 用               |     |        |           |
| 支 払 利 息                 |     | 40,809 |           |
| 支 払 手 数 料               |     | 3,414  |           |
| そ の 他                   |     | 713    | 44,936    |
| 経 常 利 益                 |     |        | 40,281    |
| 特 別 利 益                 |     |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           |     | 251    |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       |     | 9,196  |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         |     | 2,105  | 11,552    |
| 特 別 損 失                 |     |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           |     | 1,206  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           |     | 190    |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       |     | 1,906  | 3,303     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     |        | 48,530    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |     | 20,579 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           |     | △6,092 | 14,487    |
| 当 期 純 利 益               |     |        | 34,043    |

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                                     | 株 主 資 本 |           |              |           |                  |           |               |              |         |             |
|-----------------------------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|------------------|-----------|---------------|--------------|---------|-------------|
|                                                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                  |           |               |              | 自 株 己 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利 準 備 金   | その他利益剰余金         |           |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                                                     |         |           |              |           | 特 別 償 却 金<br>準 備 | 別 積 立 金   | 繰 越 利 益 剰 余 金 |              |         |             |
| 2019年1月1日残高                                         | 856,300 | 563,300   | 563,300      | 47,157    | 42,396           | 1,100,000 | 656,279       | 1,845,833    | △77,578 | 3,187,855   |
| 事業年度中の変動額                                           |         |           |              |           |                  |           |               |              |         |             |
| 新株の発行(新株予約<br>権 の 行 使 )                             | 3,051   | 3,051     | 3,051        |           |                  |           |               |              |         | 6,102       |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         |           |              |           |                  |           | △57,108       | △57,108      |         | △57,108     |
| 特別償却準備金の取崩                                          |         |           |              |           | △21,198          |           | 21,198        | －            |         | －           |
| 当 期 純 利 益                                           |         |           |              |           |                  |           | 34,043        | 34,043       |         | 34,043      |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |              |           |                  |           |               |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                                         | 3,051   | 3,051     | 3,051        | －         | △21,198          | －         | △1,866        | △23,065      | －       | △16,963     |
| 2019年12月31日残高                                       | 859,351 | 566,351   | 566,351      | 47,157    | 21,198           | 1,100,000 | 654,412       | 1,822,768    | △77,578 | 3,170,891   |

|                         | 評価・換算差額等     |         |          | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|---------|----------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等 |        |           |
| 2019年1月1日残高             | △35,115      | 6       | △35,108  | 22,797 | 3,175,543 |
| 事業年度中の変動額               |              |         |          |        |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)         |              |         |          |        | 6,102     |
| 剰余金の配当                  |              |         |          |        | △57,108   |
| 特別償却準備金の取崩              |              |         |          |        | －         |
| 当期純利益                   |              |         |          |        | 34,043    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 697          | △915    | △217     | △3,767 | △3,984    |
| 事業年度中の変動額合              | 697          | △915    | △217     | △3,767 | △20,948   |
| 2019年12月31日残高           | △34,417      | △908    | △35,326  | 19,029 | 3,154,595 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月6日

株式会社大日光・エンジニアリング  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明典 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 下田 琢磨 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大日光・エンジニアリングの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大日光・エンジニアリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年3月6日

株式会社大日光・エンジニアリング  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 佐藤 明典 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 下田 琢磨 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大日光・エンジニアリングの2019年1月1日から2019年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及びその使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月9日

株式会社大日光・エンジニアリング 監査役会

常 勤 監 査 役 高 野 節 子 ⑩

社 外 監 査 役 田 原 哲 郎 ⑩

社 外 監 査 役 木 村 あ き よ ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10.00円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は26,018,590円となります。

なお、中間配当金として1株当たり10.00円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり20.00円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1)当社は、過半数の社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に対して取締役会における議決権を付与することで監査等委員以外の取締役の監督機能を強化するとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性、効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する条項の新設並びに監査役会及び監査役に関する条項の削除等を行うものであります。

(2)上記条項の新設、変更、削除等に伴う条数の変更、字句の修正、関連する条文の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                     |
|--------------------------|---------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第3条 (条文省略) | 第1章 総則<br>第1条～第3条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会、会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役<u>25名</u>以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は<u>株主総会及び取締役</u>の他、次の機関を置く。</p> <p>1 <u>取締役会</u></p> <p>2 <u>監査等委員会</u></p> <p>3 <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)8名</u>以内を置く。</p> <p>②<u>当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、<u>監査等委員会である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、これを選任する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> | <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>⑤増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 2 2 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 2 3 条～第 2 8 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を<u>した</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④(現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 2 2 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 2 3 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 2 4 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(招集者)</p> <p>第 2 5 条 <u>監査等委員会は、予め監査等委員会で定めた監査等委員がこれを招集する。但し、他の監査等委員が招集することを妨げない。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第6章 取締役、監査役の責任免除<br/>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)、監査役(監査役であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>②当社は、社外取締役、社外監査役との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役及び、社外監査役ともに法令が定める金額とする。</p> | <p>(招集通知)</p> <p>第26条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第6章 取締役の責任免除<br/>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項により</u>、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項により</u>、社外取締役との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> |
| <p>第7章 計算</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>第7章 計算</p> <p>第28条～第30条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であった者の損害賠償責任につき、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第41回定時株主総会終結前の行為に関する社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項の定めるところによる。</p>             |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴<br>(重要な当社に<br>おける地位及び担<br>当)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | やまぐち けん お男<br>(1938年1月15日生)            | 1979年9月 当社設立 代表取締役社長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>1994年3月 TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. 代表取締役(現任)<br>2001年10月 NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD. 董事長(現任)                                                                                                                                    | 82,700株        |
| 2     | やまぐち たくや 也<br>(1976年4月14日生)            | 2002年6月 当社非常勤取締役<br>2003年9月 当社常勤取締役<br>2005年10月 当社取締役海外本部長<br>2008年3月 当社取締役副社長<br>2009年3月 当社取締役副社長兼務生産部門総括<br>2011年4月 当社取締役副社長兼務生産本部本部長<br>2012年8月 当社取締役副社長<br>2013年4月 当社代表取締役副社長<br>2016年4月 当社取締役生産調達情報システム室長<br>2017年1月 当社取締役国内生産事業部本部長<br>2017年4月 当社代表取締役副社長<br>2018年1月 当社代表取締役副社長兼務営業本部長(現任) | 69,900株        |
| 3     | ため さき やす お夫<br>為 崎 靖 夫<br>(1952年7月6日生) | 1976年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>2005年10月 当社入社 社長室長<br>2006年10月 当社執行役員経営企画室長<br>2007年3月 当社取締役経営企画室長<br>2008年3月 当社取締役副社長兼務経営企画室長<br>2009年3月 当社取締役副社長兼務経営企画室長、財務・経理・総務部門総括<br>2011年4月 当社取締役副社長兼務経営企画室長<br>2013年4月 当社代表取締役副社長兼務経営企画室長<br>2016年4月 当社取締役経営企画室長(現任)                                | 23,200株        |
| 4     | そう ま いく お夫<br>相 馬 郁 夫<br>(1946年8月4日生)  | 1970年4月 キヤノン株式会社入社<br>1997年1月 同社映像事務機第一事業部長<br>1999年3月 同社取締役<br>1999年4月 同社映像事務機器事業本部長<br>2003年3月 同社常務取締役<br>2005年3月 キヤノンファインテック株式会社代表取締役社長<br>2011年3月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社取締役<br>2015年3月 当社社外取締役(現任)                                                                                              | 1,000株         |

- (注) 1. 取締役候補者山口侑男氏は、TROIS ENGINEERING PRETEC HONG KONG LTD. の代表取締役、NEW TROIS ELECTRONICS (SHENZHEN) LTD. の董事長を兼務しておりますが、この2社は、当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
2. 相馬郁夫氏は社外取締役候補者であります。同氏はキヤノン株式会社常務取締役等を経て、2015年より当社の社外取締役であり、その就任年数は本総会終結の時をもって、5年となります。同氏の経営における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映し、職務を適切に遂行されるものと判断したことから社外取締役候補者いたしました。

3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 相馬郁夫氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、相馬郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。同氏選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者氏名<br>番 号 (生 年 月 日)                    | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br><br>たかのせつこ<br>高野節子<br>(1952年2月11日生)  | 1983年10月 当社入社<br>1993年4月 当社取締役<br>1999年4月 当社取締役<br>2004年6月 当社取締役管理本部長<br>2012年3月 当社常勤監査役（現任）                                                           | 53,500株        |
| 2<br><br>たはらてつろう<br>田原哲郎<br>(1949年1月31日生) | 1971年4月 キヤノン株式会社入社<br>2003年4月 佳能（蘇州）有限公司社長<br>2006年4月 キヤノン株式会社取締役生産・ロジスティクス本部長<br>2010年4月 キヤノン電子株式会社常務取締役<br>2013年4月 キヤノン株式会社顧問<br>2015年3月 当社社外監査役（現任） | 一株             |
| 3<br><br>せんぎきひでお<br>千崎英生<br>(1985年6月16日生) | 2011年9月 司法試験合格<br>2012年12月 弁護士登録<br>2012年12月 露木赤澤法律事務所入所（現任）                                                                                           | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高野節子氏は当社取締役管理本部長を経て2012年より当社監査役に就任しており、管理部門を通じて当社業務に精通しております。この経験を活かして監査等委員である取締役（常勤）の職務を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をお願いするものであります。
3. 社外取締役候補である田原哲郎氏はキヤノン株式会社の元役員であり2015年より当社社外監査役に就任しております。同氏の経営における豊富な知識と経験を活かし、監査等委員である取締役（社外）としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補である千崎英生氏は特にM&A・法務監査・労使交渉等の経験を経て企業経営一般に関わる法令・実務に精通しており、モニタリングの実効性の確保を基礎とした会社の持続的成長に向け、同氏の企業経営に関する法務の豊富な知識と経験を活かし、監査等委員である取締役（社外）としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断したことから、選任をお願いするものであります。
5. 田原哲郎氏及び千崎英生氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、田原哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1999年6月22日開催の第20回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行にともない、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を定めることとし、その報酬限度額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内（うち社外取締役分年度額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）であり、本議案に係わる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

**第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

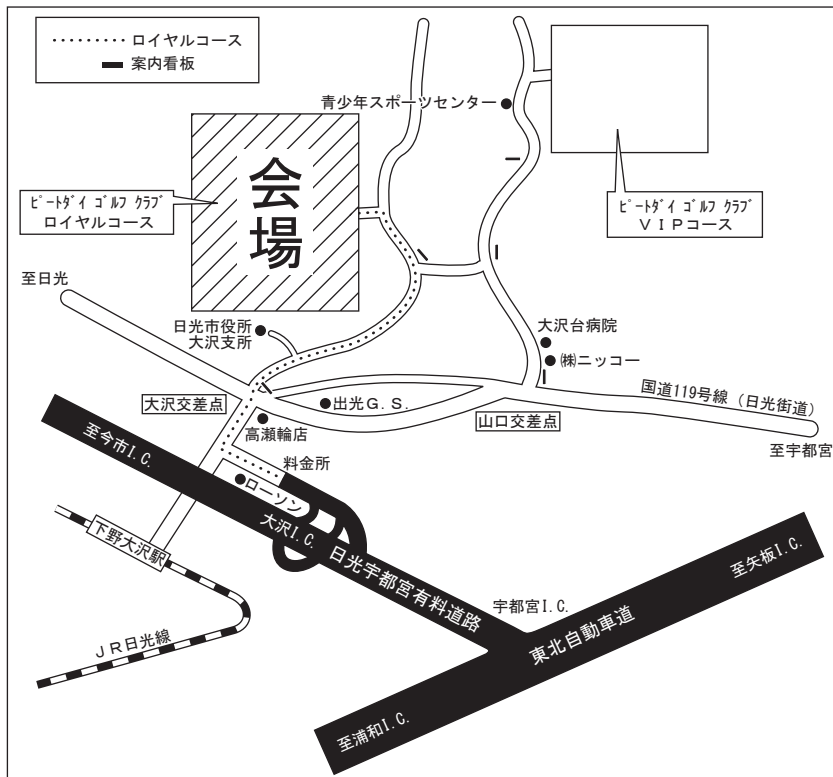
本議案に係わる監査等委員である取締役の員数は、第 2 号議案及び第 4 号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役は 2 名）となります。

なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといいたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：栃木県日光市大沢町1209番地  
ビートダイゴルフクラブロイヤルコース会議室  
TEL 0288-26-0011



## 交通のご案内

日光宇都宮有料道路 大沢I.C. より車で5分  
JR日光線 下野大沢駅より車で10分  
東武日光線 下今市駅より車で25分

電車でお越しの方は、最寄駅から会場まで送迎用バスをご利用ください。

|            |        |            |
|------------|--------|------------|
| JR日光線下野大沢駅 | 運行予定時間 | 8:50~10:40 |
| 東武日光線下今市駅  | 〃      | 9:00~10:40 |

※新型コロナウイルス等の感染が広がっています。

本株主総会にご出席される株主さまは、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。